

令和4年度

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策

経営支援資金のご案内（令和4年4月1日現在）

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

この資金は、新型コロナウイルス感染症により、売上減少の影響を受けている市内中小企業者の方の経営を支援するための融資制度です。

1 制度の概要

対象者	<p>名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等(名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。)で、以下①～③のいずれかに該当し、かつ「経営行動計画書」(※1)を作成していること</p> <p>①セーフティネット保証4号の認定を受けていること</p> <p>②セーフティネット保証5号の認定を受け、かつ次のア、イの要件のいずれかに該当すること</p> <p>ア. 売上高が15%以上減少していること</p> <p>イ. 最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p> <p>③次のア、イの要件のいずれかに該当すること</p> <p>ア. 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること</p> <p>イ. 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p>
-----	---

※1「経営行動計画書」とは、申込金融機関との対話を通して、現状認識及び今後のアクションプラン等を定めた計画のことを指します。

2 融資条件

融資限度額	6,000万円(令和4年2月より4,000万円から限度額を引き上げました)
資金用途	設備資金・運転資金
融資期間	3年以内 年 1.1%
融資利率	3年超～10年以内 年 1.2%
据置期間	5年以内
保証料率	・上記①②の場合、0.2% ・上記③の場合、0.2%～1.15% (財務区分による)
担保	名古屋市信用保証協会所定
連帯保証人	法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。法人代表者も一定要件(法人・個人分離、資産超過)を満たし、経営者保証免除を希望し、適用される場合は不要。

3 取扱金融機関(申込受付窓口)

次の取扱金融機関（市内店舗）にお申込みください。

銀行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・愛知・中京
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
その他	商工組合中央金庫

4 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込
 - 個人情報取扱に関する同意書
 - 印鑑証明書
 - 確定申告書(写し) 2期分・決算書(写し) 2期分
 - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
 - (法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
 - (対象者①・②の場合)セーフティネット保証(4号・5号)の認定書(又はその写し)
 - 売上高減少要件確認書
 - (経営者保証の免除を希望する場合)経営者保証免除対応確認書
- ※3 上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

} 名古屋市信用保証協会所定様式

5 認定書の有効期限について

- 本制度を利用する場合に必要な、セーフティネット保証(4号・5号)認定にかかる認定書の有効期限は、認定書の発行の日から30日間です。
- 認定書の有効期間内に、融資に関する手続きを円滑に進めるため、認定申請の前に、上記3の取扱金融機関とご相談いただくようお願いいたします。

6 その他

融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

7 お問い合わせ先

- (1) 融資制度全般に関すること
名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課
名古屋市千種区吹上二丁目6番3号(中小企業振興会館6階)
電話 052(735)2100
- (2) 保証制度等に関すること
名古屋市信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目12番31号
電話 052(212)3011